

(様式1)

# 環境配慮検討書

鈴建 第 398 号  
平成29年10月16日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

鈴鹿建設事務所長

三重県環境調整システム推進要綱第4条の規定に基づき提出します。

対象事業の名称	主要地方道鈴鹿環状線(磯山バイパス)道路改良事業
担当課所名	鈴鹿建設事務所 事業推進室 幹線道路課

# 1 事業の計画の名称、目的及び内容

(1)名称	主要地方道鈴鹿環状線(礪山バイパス)道路改良事業	
(2)目的	<p>鈴鹿環状線は、鈴鹿市神戸三丁目を起点とし、現国道23号礪山地区を終点とする、延長約20kmの主要地方道であり、このうち中勢バイパスから現国道23号に至る延長約3.5km区間が「礪山バイパス」として位置付けられている。</p> <p>バイパス区間における現道は、人家連担地域を通過しており生活道路として欠かせない道路であるものの、幅員が狭く車両の通行に支障をきたしている。また、朝夕は通勤・通学の利用が著しいものの歩道が設置されておらず、加えてバス路線でもあり、交通に対する安全が確保されているとは言い難い。このことから、平成26年度にはⅠ期工区である鈴鹿市五祝町から現国道23号までの延長約1.8kmが供用されている。</p> <p>本事業は、残るⅡ期工区の中勢バイパスから鈴鹿市五祝町までの約1.7kmの区間を整備することにより、これら交通障害を排除し地域の安全を確保すると同時に、幹線道路相互を結節する環状ネットワークの強化を図ることを目的とする。</p>	
(3)事業主体	三重県	
(4)計画内容	<p>①計画地の位置 ※位置図を添付</p>	<p>事業箇所：(自)鈴鹿市徳田町 (至)鈴鹿市五祝町 事業延長：L=1.7km</p>
②建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置等)	<p>1)道路規格：第3種第2級 ・設計速度：V=60km/h ・道路幅員：2車線+片歩道 (車道幅員7.5m+歩道幅員2.5m=10.0m) 2)計画交通量：10,200台/日</p>	
③用水の使用計画	-	
④エネルギーの使用計画	-	
⑤雨水、汚水の排水計画	<p>雨水：道路端部の側溝で集水し、既設の河川、水路等の公共水域に放流する。 汚水：施工時の泥水は、沈砂池を設けるなど直接河川や水路に放流しないよう配慮する。</p>	
⑥道路・交通計画	<p>起点部は、起点を中勢バイパス交差点とし、農用地の分断を回避するため、南側にルートを計画した。 中間部の圃場整備地内のルートは、既存農道と同位置とし、本路線の重要コントロールポイントである伊勢鉄道との交差は、既設市道ボックス位置をアンダーパスする計画とした。 終点は市道稲生三丁目332号線との交差点とし、整備済みのⅠ期区間の線形と整合を図った。</p>	
⑦工期	<p>ア)着工の予定時期 イ)完工及び供用開始の予定時期</p>	<p>・着工：平成30年10月頃予定 ・完工：平成37年3月頃予定 ・供用：平成37年3月頃予定</p>
(5)関連事業計画	一般国道23号中勢バイパス	
(6)その他	-	

## 2 計画地の社会的条件の現況等

(1)計画地の社会的条件の現況	①交通の現況	<p>対象路線周辺の主要な道路、交通量は下表の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>観測地点</th> <th>平日交通量(台/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>一般国道23号</td> <td>津市河芸町上野</td> <td>48,560</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>一般国道23号中勢バイパス</td> <td>鈴鹿市稻生町</td> <td>9,372</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>鈴鹿環状線(現道)</td> <td>鈴鹿市徳田町</td> <td>2,523</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>鈴鹿環状線(BP)</td> <td>鈴鹿市五祝町</td> <td>4,599</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>亀山鈴鹿線</td> <td>鈴鹿市東旭が丘</td> <td>11,765</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>上野鈴鹿線</td> <td>鈴鹿市稻生町</td> <td>12,552</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>稻生山線</td> <td>鈴鹿市白子町</td> <td>6,776</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成27年度道路交通センサス</p>	道路種別	路線名	観測地点	平日交通量(台/日)	一般国道	一般国道23号	津市河芸町上野	48,560	一般国道	一般国道23号中勢バイパス	鈴鹿市稻生町	9,372	主要地方道	鈴鹿環状線(現道)	鈴鹿市徳田町	2,523	主要地方道	鈴鹿環状線(BP)	鈴鹿市五祝町	4,599	主要地方道	亀山鈴鹿線	鈴鹿市東旭が丘	11,765	一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市稻生町	12,552	一般県道	稻生山線	鈴鹿市白子町	6,776
	道路種別	路線名	観測地点	平日交通量(台/日)																														
	一般国道	一般国道23号	津市河芸町上野	48,560																														
	一般国道	一般国道23号中勢バイパス	鈴鹿市稻生町	9,372																														
主要地方道	鈴鹿環状線(現道)	鈴鹿市徳田町	2,523																															
主要地方道	鈴鹿環状線(BP)	鈴鹿市五祝町	4,599																															
主要地方道	亀山鈴鹿線	鈴鹿市東旭が丘	11,765																															
一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市稻生町	12,552																															
一般県道	稻生山線	鈴鹿市白子町	6,776																															
②土地利用の現況	計画路線全線に渡り市街化調整区域であり、農地として利用されている。																																	
③水域利用の現況	二級河川中ノ川を水源とする用水路を利用し、圃場整備された農地に水が供給されている。																																	
④生活関連施設の現況	<p>1)学校施設：なし</p> <p>2)医療施設：なし</p> <p>3)文化施設：なし</p> <p>4)その他：なし</p>																																	
(2)関係法令等による地域の指定・規制状況	①自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域(地区)、自然公園地域(区域)、鳥獣保護区の指定状況</p> <p>1)自然環境保全地域の指定：なし</p> <p>2)自然公園地域の指定：なし</p> <p>3)鳥獣保護区の指定：なし</p>																																
	②土地利用規制の現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <p>1)都市計画法：規制なし</p> <p>2)農業地域振興法：規制あり(農用地区域)</p> <p>3)森林法等：規制なし</p> <p>4)砂防法等：規制なし</p> <p>5)河川法：規制あり(河川区域：堀切川)</p> <p>6)地すべり等防止法：規制なし</p> <p>7)文化財保護法：規制あり(御園間瀬口遺跡、山ノ腰A遺跡包蔵地)</p> <p>8)鈴鹿市景観計画：規制あり(鈴鹿市全域)</p> <p>9)土砂災害防止法：規制なし</p>																																

### 3 計画地の自然的条件の現況

(1)地形・地質	文献調査	文献名	平成23年度 地特道路第2-1分2007号 主要地方道鈴鹿環状線(礪山バイパス)道路改良(地質調査)業務委託 報告書																																																																															
	現地調査の有無	有・ <b>無</b> (実施日時 )	聴取調査の有無	有・ <b>無</b>																																																																														
	調査結果等	<p>【地形】 鈴鹿一布引山地と伊勢湾に挟まれた中ノ川低地に位置している。中ノ川低地は高度2~5mの河成低地であり、扇状地性の氾濫原とされている。現在は主に水田として利用されており、東の伊勢湾方向に向かって緩やかに高度を下げている。</p> <p>【地質】 基盤地質として第三紀鮮新世とされる東海層群(亀山累層)が分布しており、起点側の丘陵地形も亀山累層よりなると推定される。平地部では亀山累層の上位に第四紀完新世とされる沖積層(砂質土層、粘性土層、礫質土層)が分布する。</p>																																																																																
(2)水象	文献調査	文献名	-																																																																															
	現地調査の有無	有・ <b>無</b> (実施日時 )	聴取調査の有無	有・ <b>無</b>																																																																														
	調査結果等 ①河川、湖沼	計画地周辺における主要河川としては、二級河川中ノ川、準用河川堀切川が存在する。中ノ川は、周辺農地への用水の水源として利用されている。																																																																																
	②海域	-																																																																																
(3)気象・大気質等	調査の方法	気象庁ホームページ 鈴鹿市ホームページ 平成26・27年度版環境白書 三重県																																																																																
	調査結果	<p>1) 気象</p> <p>2015年「津」</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">気温</td> <td>平均気温</td> <td>: 16.9℃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高気温</td> <td>: 36.3℃</td> <td>(8月8日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>: -2.4℃</td> <td>(1月25日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">降水量</td> <td>年間降水量</td> <td>: 1,785.5mm/年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月別降水量</td> <td>: 最大323.0mm</td> <td>(9月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>: 最小48.5mm</td> <td>(2月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日別降水量</td> <td>: 最大141.0mm/日</td> <td>(8月25日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間降水量</td> <td>: 最大61.0mm/時</td> <td>(8月25日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">風向・風速</td> <td>平均風速</td> <td>: 3.3m/s</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>: 10.9m/s 東</td> <td>(9月20日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最多風向</td> <td>: 西北西</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">気象庁ホームページより</p> <p>2) 水質</p> <p>堀切川(礪山四丁目地内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>平均値</th> <th>環境基準※</th> <th>環境基準適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>-</td> <td>7.7</td> <td>6.5以上8.5以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>生物学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>mg/l</td> <td>2.3</td> <td>3以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (S.S)</td> <td>mg/l</td> <td>9.4</td> <td>25以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>mg/l</td> <td>5.4</td> <td>5以上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>MPN/100ml</td> <td>40</td> <td>5,000以下</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該河川は水域類型が定められていないため、類型Bの基準値を参考に記載 鈴鹿市ホームページ「平成28年度河川調査結果」より</p>				気温	平均気温	: 16.9℃			最高気温	: 36.3℃	(8月8日)		最低気温	: -2.4℃	(1月25日)		降水量	年間降水量	: 1,785.5mm/年			月別降水量	: 最大323.0mm	(9月)			: 最小48.5mm	(2月)		日別降水量	: 最大141.0mm/日	(8月25日)			時間降水量	: 最大61.0mm/時	(8月25日)		風向・風速	平均風速	: 3.3m/s			最大風速・風向	: 10.9m/s 東	(9月20日)		最多風向	: 西北西			項目	単位	平均値	環境基準※	環境基準適合	水素イオン濃度 (pH)	-	7.7	6.5以上8.5以下	○	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	2.3	3以下	○	浮遊物質 (S.S)	mg/l	9.4	25以下	○	溶存酸素 (DO)	mg/l	5.4	5以上	○	大腸菌群数	MPN/100ml	40	5,000以下
気温	平均気温	: 16.9℃																																																																																
	最高気温	: 36.3℃	(8月8日)																																																																															
	最低気温	: -2.4℃	(1月25日)																																																																															
降水量	年間降水量	: 1,785.5mm/年																																																																																
	月別降水量	: 最大323.0mm	(9月)																																																																															
		: 最小48.5mm	(2月)																																																																															
	日別降水量	: 最大141.0mm/日	(8月25日)																																																																															
	時間降水量	: 最大61.0mm/時	(8月25日)																																																																															
風向・風速	平均風速	: 3.3m/s																																																																																
	最大風速・風向	: 10.9m/s 東	(9月20日)																																																																															
	最多風向	: 西北西																																																																																
項目	単位	平均値	環境基準※	環境基準適合																																																																														
水素イオン濃度 (pH)	-	7.7	6.5以上8.5以下	○																																																																														
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	2.3	3以下	○																																																																														
浮遊物質 (S.S)	mg/l	9.4	25以下	○																																																																														
溶存酸素 (DO)	mg/l	5.4	5以上	○																																																																														
大腸菌群数	MPN/100ml	40	5,000以下	○																																																																														

(3)気象・大気質等

調査結果

3)大気

■ダイオキシン類(平成26年度) (単位:pg-TEQ/m3)

調査地点	測定結果	環境基準	環境基準適合
神戸高等学校	年平均値=0.026	0.6以下	○

出典「平成26年度環境白書」三重県

■二酸化硫黄(平成27年度) (単位:ppm)

調査地点	測定結果	環境基準(長期的評価)	環境基準適合
鈴鹿算所保育所	日平均値の 2%除外値=0.003	0.04ppm以下	○
	日平均値が0.04ppmを 超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が 2日以上連続しない	○

出典「平成27年度環境白書」三重県

■二酸化窒素(平成27年度) (単位:ppm)

調査地点	年平均	環境基準(長期的評価)	環境基準適合
鈴鹿算所保育所	日平均値の 98%値=0.029	0.06ppm以下	○
	日平均値が0.06ppmを 超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が 2日以上連続しない	○
(自)国道23号鈴鹿	日平均値の 98%値=0.034	0.06ppm以下	○
	日平均値が0.06ppmを 超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が 2日以上連続しない	○

出典「平成27年度環境白書」三重県

■浮遊粒子状物質(平成26年度) (単位:mg/m3)

調査地点	年平均	環境基準(長期的評価)	環境基準適合
鈴鹿算所保育所	日平均値の 2%除外値=0.045	0.10mg/m3以下	○
	日平均値が0.10mg/m3を 超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が 2日以上連続しない	○
(自)国道23号鈴鹿	日平均値の 2%除外値=0.050	0.10mg/m3以下	○
	日平均値が0.10mg/m3を 超えた日数=0日	環境基準値を超えた日が 2日以上連続しない	○

出典「平成27年度環境白書」三重県

4)騒音

■騒音(平成27年度) (単位:db)

測定内容	地点名	地域 類型	等価騒音レベル		環境基準		環境基準 適合
			昼間	夜間	昼間	夜間	
騒音調査	清和公民館 (鈴鹿市算所五丁目)	B	49	43	55	45	○
	平田野中学校跡地 (鈴鹿市国府町)	C	54	52	60	50	○
自動車 交通騒音	一般国道23号 (鈴鹿市磯山2丁目11)	C	75	72	70	65	×
	四日市鈴鹿環状線 (鈴鹿市神戸3丁目11)	C	69	64	70	65	○

出典「平成27年度環境白書」三重県

5)振動

■振動(平成26年度) (単位:db)

測定内容	地点名	区域の 区分	振動レベル		要請限度		要請限度 適合
			昼間	夜間	昼間	夜間	
自動車 交通振動	四日市鈴鹿環状線 鈴鹿市神戸一丁目	第2種	38	35	65	60	○
	県道鈴鹿港線 鈴鹿市池田町	第1種	37	31	60	55	○

出典「平成27年度環境白書」三重県

(4)生態系等	文献調査	文献名	三重県レッドデータブック2015 鈴鹿市の自然ガイドブック(2009年3月) 鈴鹿市の自然-鈴鹿市自然環境調査報告書- (2008年3月)																																																																																																																																																																																			
	現地調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	(実施日時 )	聴取調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無																																																																																																																																																																																	
	調査結果等 ①植物	<p>植物の概要: 「三重県レッドデータブック2015」に挙げられている絶滅危惧種Ⅱ類以上の植物は704種であり、鈴鹿市では約11%にあたる76種が確認されている。このうち、計画路線周辺では、五祝町栄小学校付近で絶滅危惧Ⅱ類(VU)の蘚苔類「ウキゴケ」が確認されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類群</th> <th rowspan="2">確認資料</th> <th rowspan="2">絶滅EX</th> <th rowspan="2">野生絶滅EW</th> <th colspan="3">絶滅のおそれのある種</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>絶滅危惧ⅠA類CR</th> <th>絶滅危惧ⅠB類EN</th> <th>絶滅危惧Ⅱ類VU</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">維管束植物</td> <td>県RDB</td> <td>46</td> <td>2</td> <td>133</td> <td>209</td> <td>207</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>6</td> <td></td> <td>8</td> <td>15</td> <td>34</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">藻類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蘚苔類</td> <td>県RDB</td> <td>2</td> <td></td> <td>19</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キノコ類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>県RDB</td> <td>48</td> <td>2</td> <td>155</td> <td>254</td> <td>245</td> <td>704</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>46</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>						分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種			計	絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU	維管束植物	県RDB	46	2	133	209	207	597	市GB	6		8	15	34	63	藻類	県RDB					1	1	市GB						0	蘚苔類	県RDB	2		19	27	16	64	市GB					4	4	キノコ類	県RDB			3	18	21	42	市GB				1	8	9	計	県RDB	48	2	155	254	245	704	市GB	6	0	8	16	46	76																																																																																									
分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種			計																																																																																																																																																																															
				絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU																																																																																																																																																																																
維管束植物	県RDB	46	2	133	209	207	597																																																																																																																																																																															
	市GB	6		8	15	34	63																																																																																																																																																																															
藻類	県RDB					1	1																																																																																																																																																																															
	市GB						0																																																																																																																																																																															
蘚苔類	県RDB	2		19	27	16	64																																																																																																																																																																															
	市GB					4	4																																																																																																																																																																															
キノコ類	県RDB			3	18	21	42																																																																																																																																																																															
	市GB				1	8	9																																																																																																																																																																															
計	県RDB	48	2	155	254	245	704																																																																																																																																																																															
	市GB	6	0	8	16	46	76																																																																																																																																																																															
②動物	<p>動物の概要: 「三重県レッドデータブック2015」に挙げられている絶滅危惧種Ⅱ類以上の動物は465種であり、鈴鹿市では約16%にあたる76種が確認されている。ただし、計画路線周辺では確認されていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類群</th> <th rowspan="2">確認資料</th> <th rowspan="2">絶滅EX</th> <th rowspan="2">野生絶滅EW</th> <th colspan="3">絶滅のおそれのある種</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>絶滅危惧ⅠA類CR</th> <th>絶滅危惧ⅠB類EN</th> <th>絶滅危惧Ⅱ類VU</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">哺乳類</td> <td>県RDB</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>7</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">爬虫類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">両生類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汽水・淡水魚類</td> <td>県RDB</td> <td>1</td> <td></td> <td>11</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昆虫類</td> <td>県RDB</td> <td>14</td> <td></td> <td>57</td> <td>74</td> <td>99</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クモ類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貝類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td>18</td> <td>36</td> <td>51</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甲殻類</td> <td>県RDB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">淡水クラゲ類</td> <td>県RDB</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>県RDB</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>103</td> <td>135</td> <td>208</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>市GB</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>47</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>						分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種			計	絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU	哺乳類	県RDB	3		1	3	8	15	市GB				1	1	2	鳥類	県RDB			14	9	21	44	市GB				9	7	16	爬虫類	県RDB					1	1	市GB					1	1	両生類	県RDB					6	6	市GB					2	2	汽水・淡水魚類	県RDB	1		11	9	13	34	市GB				1	5	6	昆虫類	県RDB	14		57	74	99	244	市GB	3		2	11	24	40	クモ類	県RDB			2	2	6	10	市GB				1	2	3	貝類	県RDB			18	36	51	105	市GB			1		4	5	甲殻類	県RDB				2	3	5	市GB					1	1	淡水クラゲ類	県RDB	1					1	市GB						0	計	県RDB	19	0	103	135	208	465	市GB	3	0	3	23	47	76
分類群	確認資料	絶滅EX	野生絶滅EW	絶滅のおそれのある種							計																																																																																																																																																																											
				絶滅危惧ⅠA類CR	絶滅危惧ⅠB類EN	絶滅危惧Ⅱ類VU																																																																																																																																																																																
哺乳類	県RDB	3		1	3	8	15																																																																																																																																																																															
	市GB				1	1	2																																																																																																																																																																															
鳥類	県RDB			14	9	21	44																																																																																																																																																																															
	市GB				9	7	16																																																																																																																																																																															
爬虫類	県RDB					1	1																																																																																																																																																																															
	市GB					1	1																																																																																																																																																																															
両生類	県RDB					6	6																																																																																																																																																																															
	市GB					2	2																																																																																																																																																																															
汽水・淡水魚類	県RDB	1		11	9	13	34																																																																																																																																																																															
	市GB				1	5	6																																																																																																																																																																															
昆虫類	県RDB	14		57	74	99	244																																																																																																																																																																															
	市GB	3		2	11	24	40																																																																																																																																																																															
クモ類	県RDB			2	2	6	10																																																																																																																																																																															
	市GB				1	2	3																																																																																																																																																																															
貝類	県RDB			18	36	51	105																																																																																																																																																																															
	市GB			1		4	5																																																																																																																																																																															
甲殻類	県RDB				2	3	5																																																																																																																																																																															
	市GB					1	1																																																																																																																																																																															
淡水クラゲ類	県RDB	1					1																																																																																																																																																																															
	市GB						0																																																																																																																																																																															
計	県RDB	19	0	103	135	208	465																																																																																																																																																																															
	市GB	3	0	3	23	47	76																																																																																																																																																																															

(5)自然景観・文化財等	文献調査	文献名	「文化財データベース」三重県ホームページ 「文化財一覧」鈴鹿市ホームページ 「遺跡情報」鈴鹿市ホームページ	
	現地調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	(実施日時 )	聴取調査の有無 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	調査結果等 ①自然景観	<p>自然景観の概要： 計画区域は、鈴鹿ー布引山地と伊勢湾に挟まれた中ノ川低地に位置しており、水田、畑などが存在するのみである。</p> <p>貴重な自然景観： 特になし。</p>		
	②文化財、史跡、名勝等	<p>史跡・名勝・天然記念物： なし (鈴鹿市ホームページ)</p> <p>埋蔵文化財包蔵地： ・御蔭間瀬口遺跡包蔵地 ・山ノ腰A遺跡包蔵地 (鈴鹿市ホームページ)</p>		
③野外レクリエーション 他	<p>・鈴鹿サーキット ・鈴鹿青少年の森 (鈴鹿市ホームページ)</p>			
(8)その他、自然災害等	<p>・東南海地震および桑名四日市活断層液状化危険度分布図によると、PL値15以上であり、液状化の危険度が極めて高い。 ・鈴鹿市防災マップによると、河川による浸水想定0～1.0m未満の区域である。</p>			

#### 4 事業計画の検討内容(複数案比較)

\*用地選定が異なる計画、同じ用地での異なる計画等との比較を行う。比較検討用の位置図を添付すること。

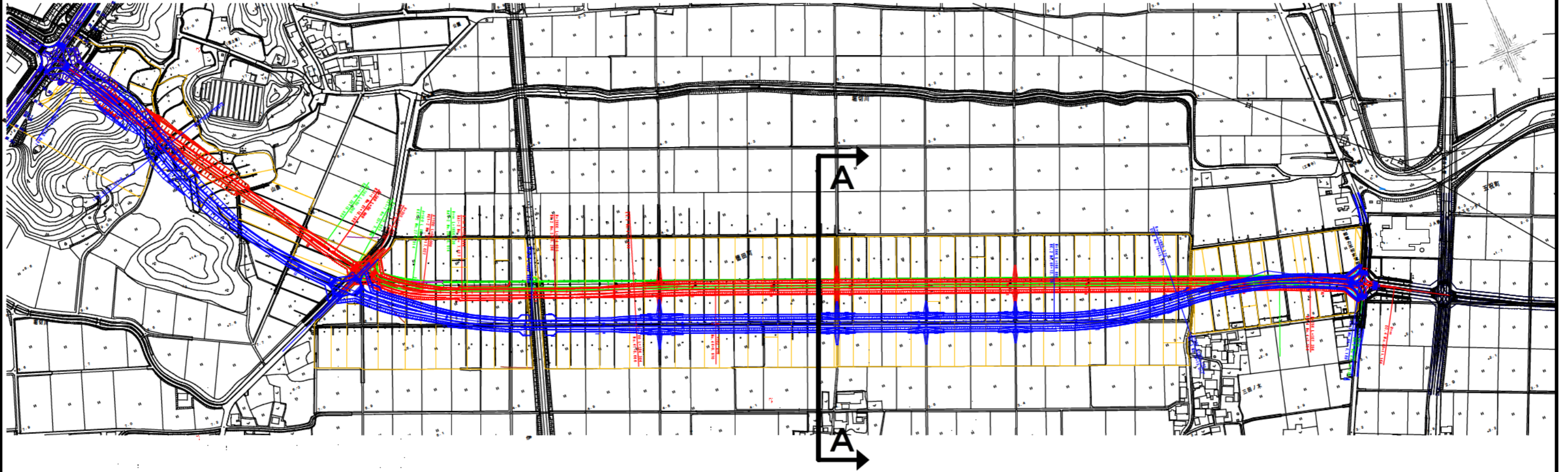
	事業計画案	比較検討 (A案)	比較検討 (B案)
(1)計画の概要	南側迂回案 施工延長:L=1.765km	直線線形1案 施工延長:L=1.746km	直線線形1案 施工延長:L=1.744km
(2)環境評価 (*左欄に◎○△を相対評価で記入し、右欄に評価の理由を記入) ①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 ②人と自然が共にある環境の保全 ③やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造			
①-1 地球温暖化防止	○ 他案より延長が20m長い が、CO <sub>2</sub> 排出量の差は 微少である。	○ B案とほぼ同延長であ り、CO <sub>2</sub> 排出量が少な い。	○ 延長が最短であり、 CO <sub>2</sub> 排出量が最小とな る。
①-2 廃棄物対策	◎ 発生土は自工区内で利 用し、資材は極力再生 材を使用するとともに、 発生するAs、Co殻は、 再資源化を図る。	◎ 事業計画案に同じ	◎ 事業計画案に同じ
①-3 生活環境の保全	○ A、B案より集落に近 くなるものの、住環境へ の影響は小さい。	◎ 集落から離れており、 住環境への影響は小さ い。	◎ A案に同じ
①-4 その他重点項目	◎ 中勢BP～堀切川間の 土地利用に配慮されて いる。	△ 中勢BP～堀切川間の 農地が分断される。	△ A案に同じ
②-1 野生生物等の生 育空間の確保	— 該当なし	— 該当なし	— 該当なし
②-2 希少な野生生物 の保護	○ 希少な野生生物は現時 点では確認されていな いが、確認された場合 は、関係機関と協議の うえ保護に努める。	○ 事業計画案に同じ	○ 事業計画案に同じ
②-3 地形、地質等の 改変の抑止	○ 圃場区間約1kmで、他 案に対して幅2mの側道 が別途必要であり、地 形改変量が約2000㎡ 大きくなる。	◎ 事業計画案に対して圃 場区間の側道が不要で あり、地形改変量が約 2000㎡小さい。	◎ A案に同じ
②-4 その他重点項目	— 特になし	— 特になし	— 特になし
③-1 緑化、周辺景観 との調和	◎ 法面緑化により周辺地 計との調和を図る。 中勢BP～堀切川間に おいて、地形に沿った 線形である。	△ 法面緑化により周辺地 計との調和を図る。 中勢BP～堀切川間の 直線線形が地形と調和 しない。	△ A案に同じ
③-2 親水等、ふれあ い空間づくり	— 該当なし	— 該当なし	— 該当なし
③-3 その他重点項目	◎ 現道交通量が少なくな り、周辺集落の住環境 が向上する。 自転車道整備により、 交通環境が向上する。	◎ 事業計画案に同じ	◎ 事業計画案に同じ
④上記以外の 特記事項	— 特になし	— 特になし	— 特になし



## 5 事業計画案の環境配慮に係る評価

長 所	中勢BP～堀切川間の土地利用に配慮されている。
短 所	側道設置に伴い地形改変量が大きい。 延長が20m長い。
会議で調整を 要する事項	

# 比較ルート図



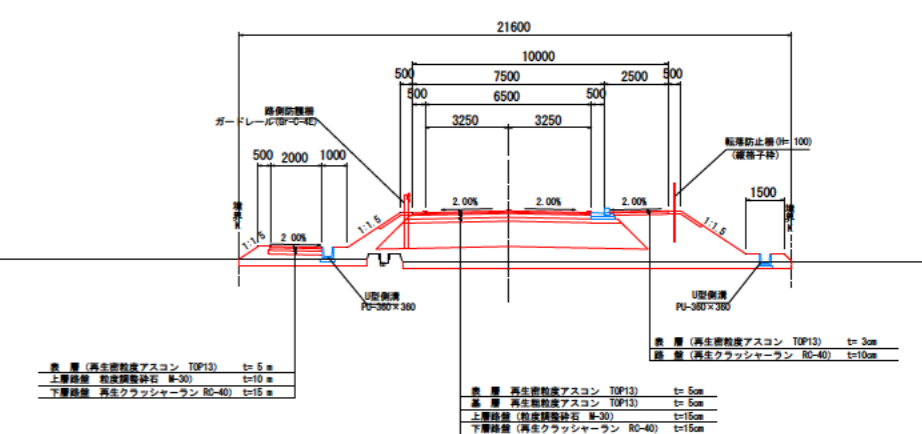
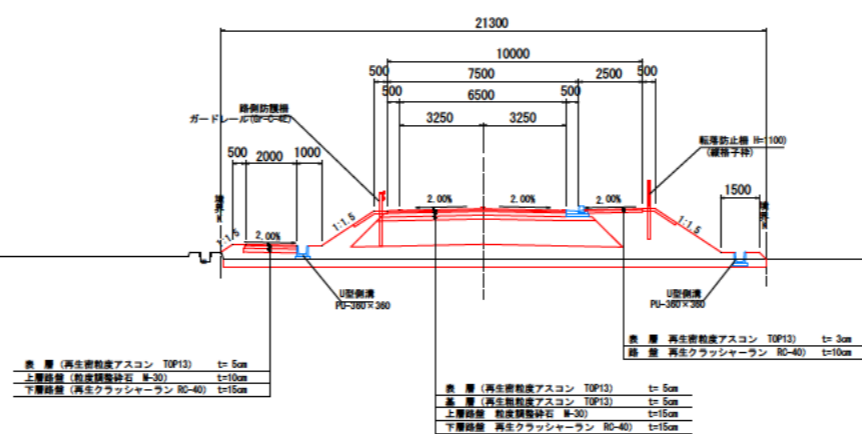
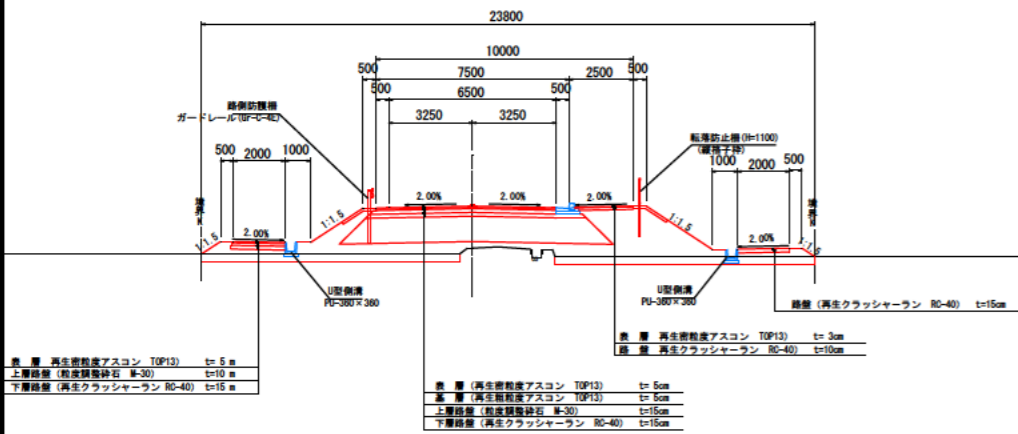
青: 事業計画案  
 赤: 比較検討(A案)  
 緑: 比較検討(B案)

## A-A断面図

### 事業計画案

### 比較検討(A案)

### 比較検討(B案)



ルート比較表（主要地方道鈴鹿環状線）

【参考資料】

計画区間と路線の性格		<p>本路線は、中勢バイパスから国道23号に至る幹線道路であり、北勢圏内の幹線ルート（第二名神自動車道等）を相互に接続する重要なアクセス道路の役割を持っている。また、本路線の整備により、国道23号沿道住民及び現道周辺の集落住民の通勤や起点側にあるレクリエーション施設のアクセス道路として活用が期待される。</p> <p>当地方の重要基幹産業へのアクセス道路として、現在改良施工中の中勢バイパスから市道332号に至るルートを選定するが、計画ルートとしては既存住宅密集地から離れることにより環境への影響が少なく、田園に沿う形となり施工が容易である。しかし、本路線と交差する準用河川堀切川、その堤防に位置する市道140号線、伊勢鉄道もあり、施工性や経済性等を総合的に検討する必要がある。</p> <p>また、終点側の現道接続箇所は、ルート選定において圃場整備地の農道や水路等を考慮し、道路整備後の残地形を考慮したルート検討が重要である。</p> <p>当地域の幹線道路として極力道路構造上優位な設計条件を定め、比較ルート3案を作成し最適路線線形を選択する。</p>					
比較ルート		事業計画案		比較検討（A案）		比較検討（B案）	
ルートの選定条件		<p>起点は中勢バイパス交差点、終点は県道上野鈴鹿線との交差点とし、途中の圃場整備地内のルートは既存農道を生かした計画とし、本路線の重要コントロールポイントである伊勢鉄道との交差は、既設市道ボックス位置でアンダーボックスにて通過する計画とした。</p>		<p>起点は中勢バイパス交差点、終点は県道上野鈴鹿線との交差点とし、途中の圃場整備地内のルートは水田境界をコントロールし片側の水田に計画し、本路線の重要コントロールポイントである伊勢鉄道との交差は、既設橋台背後をアンダーボックスにて通過する計画とした。</p>		<p>起点は中勢バイパス交差点、終点は県道上野鈴鹿線との交差点とし、途中の圃場整備地内のルートは水田境界をコントロールし片側の水田に計画し、本路線の重要コントロールポイントである伊勢鉄道との交差は、既設橋台を改築しアンダーボックスにて通過する計画とした。</p>	
ルートの概要	起点	中勢バイパス交差点		中勢バイパス交差点		中勢バイパス交差点	
	終点	市道332号線交差点		市道332号線交差点		市道332号線交差点	
	通過点	準用河川堀切川及び市道140号線・伊勢鉄道を交差する。		準用河川堀切川及び市道140号線・伊勢鉄道を交差する。		準用河川堀切川及び市道140号線・伊勢鉄道を交差する。	
延長	1,765m		1,746m		1,744m		
内トンネル	— 箇所 — m		— 箇所 — m		— 箇所 — m		
内橋梁	— 橋 — m		— 橋 — m		— 橋 — m		
構造規格	第3種2級		第3種2級		第3種2級		
幅員構成	6.50m (10.00m)		6.50m (10.00m)		6.50m (10.00m)		
設計速度	V=60km/h		V=60km/h		V=60km/h		
線形の概要	平面	最小半径 R=500m		最小半径 R=200m		最小半径 R=200m	
	縦断	最急勾配 I=5.0%		最急勾配 I=5.0%		最急勾配 I=5.0%	
事業費	全体	1,275 百万円		1,205 百万円		1,272 百万円	
	内改良	1,212 百万円		1,144 百万円		1,212 百万円	
	内橋梁	百万円		百万円		百万円	
	内トンネル	百万円		百万円		百万円	
	内舗装	63 百万円		61 百万円		60 百万円	
主な構造物	ボックス工 (伊勢鉄道)	φ=13.9m W=12.9m		ボックス工 (伊勢鉄道)		φ=13.9m W=12.9m	
	U型擁壁工 (伊勢鉄道)	φ=140.0m W=11.0m		U型擁壁工 (伊勢鉄道)		φ=140.0m W=11.0m	
	ボックス工 (堀切川)	φ=30.0m W= 6.5m		ボックス工 (堀切川)		φ=30.0m W= 6.5m	
土工規模と地質の状況	<p>亀山累層 堅田粘土層</p> <p>起点に高盛土、交差点付近の切土</p> <p>盛土 Hmax= 8.0m</p> <p>切土 Hmax= 8.0m</p>		<p>亀山累層 堅田粘土層</p> <p>起点に高盛土、交差点付近の切土</p> <p>盛土 Hmax= 8.0m</p> <p>切土 Hmax= 8.0m</p>		<p>亀山累層 堅田粘土層</p> <p>起点に高盛土、交差点付近の切土</p> <p>盛土 Hmax= 8.0m</p> <p>切土 Hmax= 8.0m</p>		
土地利用との整合性及び環境への対応	<p>・計画ルートは既存住宅地から離れ環境への影響が少なく、田園に沿う形状となり耕作にも影響が少ない。また、小中学校の通学ルートの変更がなく通過交通量が低減されることから、交通安全の点では良い。中勢バイパスから市道間の耕作地の分断を避け他案より優れる。</p>		<p>・計画ルートは既存住宅地から離れ環境への影響が少なく、田園に沿う形状となり耕作にも影響が少ない。また、小中学校の通学ルートの変更がなく通過交通量が低減されることから、交通安全の点では良い。中勢バイパスから市道間の耕作地の分断が生じる。</p>		<p>・計画ルートは既存住宅地から離れ環境への影響が少なく、田園に沿う形状となり耕作にも影響が少ない。また、小中学校の通学ルートの変更がなく通過交通量が低減されることから、交通安全の点では良い。中勢バイパスから市道間の耕作地の分断が生じる。</p>		
他事業関連	<p>・市道等との取合が少なく、集中交通に対応する計画である。</p>		<p>・市道等との取合が少なく、集中交通に対応する計画である。</p>		<p>・市道等との取合が少なく、集中交通に対応する計画である。</p>		
施工性及び暫定施工の考え方	<p>・施工に当たって、既存道路を利用するため工事中に現道の機能補償道路を先行して施工する必要がある。伊勢鉄道との交差は既設市道函渠を撤去し、新設函渠工でアンダーパスすることから、管理者と施工工法等について十分な協議が必要である。</p>		<p>・施工に当たって、既存道路を利用する事無く施工できるため、施行性・安全面では良い。伊勢鉄道との交差は既設橋台背後を函渠工でアンダーパスすることから、管理者と施工工法等について十分な協議が必要である。</p>		<p>・施工に当たって、既存道路を利用する事無く施工できるため、施行性・安全面では良い。伊勢鉄道との交差は既設橋台を撤去新設し函渠工でアンダーパスすることから、管理者と施工工法等について十分な協議が必要である。</p>		
総合評価	<p>・市道140号線との交差角は他案よりやや劣るが、中勢バイパスから市道間の耕作地を極力避け、土地利用に優れる。ただし、堀切川及び堀切川支川との交差部において水田の残地形が悪い箇所が生じる。工事は地元集落から離れたルートであることから施工性は良く、圃場整備内の現道を有効利用したルートであるため、用地に係る関係者は両側となり道義的に地元協力が得やすい。ただ伊勢鉄道との交差部に於いて既設函渠工を撤去新設する事から工事中の迂迴路等地元の調整が必要である。</p>		<p>・他の案と比較して事業費が安く、工事は地元集落から離れたルートである事から施工性は良く、圃場整備地の畔をコントロールしたルート選定のため耕作状態優れているが、用地に係る関係者は片側となり地元協力が必要である。伊勢鉄道との交差部は既設橋台背後を函渠工でアンダーパスするため、計画調整等が必要である。</p>		<p>・道路線形及び水田の残地等土地利用からみると他案に比べ優れているが、伊勢鉄道交差部で既設橋台の撤去新設が伴うことから不経済となる。</p>		
結論	◎		○		△		